

重要事項説明書

医療法人仁徳会が開設する通所介護もりした(以下「事業所」という。)においてご契約者に対して地域密着型通所介護及び第1号通所事業(以下「通所介護事業」という)サービスを提供します。サービスの利用をお申し込みの方は以下をご確認の上、添付の「通所介護もりした利用同意書兼申込書」および「個人情報利用同意書」へご記入・ご捺印をお願いします。なお、利用者ご本人の記入・捺印が困難な場合は、代理人の方で結構です。

[重要事項のご説明]

介護保険法に基づき、貴方がご利用になる通所介護の概要は下記の通りです。

事業者

- ・名 称 医療法人仁徳会
- ・ 総社市駅前1丁目6-1
- ・代表者名 森下 紀夫
- ・電話番号 (0866)92-0591

ご利用事業所

- ・名 称 通所介護もりした
- ・ 事業者と同じ
- ・代表者名 川上 陽子
- ・電話番号 (0866)94-2391(FAX兼用)
- ・指定番号 岡山県3370800991号

[運営規程のご説明]

1. 事業の目的

介護保険で定める要介護状態にある皆様に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的としています。

2. 運営の方針

職員は利用者の心身の状態を踏まえ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、社会的孤立感の解消及び心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために必要な支援を行います。

事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながら総合的なサービス提供に努めます。

3. 従業員の職種および人数

地域密着型通所介護、旧介護予防通所サービス

:1名(生活相談員と兼務)

生活相談員:1名以上

:1名以上(機能訓練指導員と兼務)

:2名以上

機能訓練指導員:2名以上

管理栄養士:非常勤1名(病院栄養管理と兼務)

基準緩和通所サービス

管 理 者:1名(生活相談員と兼務)

介護職員:1名以上

4. 営業日および営業時間

:月曜日から土曜日まで

ただし国民の祝祭日、夏期の8月13日～8月15日、年末年始の12月30日～1月3日はお休みとなります。

営業時間:月曜日～土曜日の8:30～17:00まで

サービス提供時間:地域密着型通所介護、旧介護予防通所サービス

月曜日～土曜日の10:00～15:30まで

基準緩和通所サービス

月曜日～土曜日の10:00～13:00まで

5. ご利用定員

地域密着型通所介護、旧介護予防通所サービス

1日 18名

基準緩和通所サービス

1日 3名

6. サービス内容

- ・日常生活上の支援
- ・健康状態のチェック
- ・機能訓練
- ・介護相談援助サービス
- ・一般入浴介助(基準緩和通所サービスを除く)
- ・食事の提供
- ・送迎
- ・その他利用者に対する便宜の提供

7. 衛生管理・感染予防

感染症及び食中毒が発生または蔓延しないよう、森下病院院内感染症予防対策マニュアルおよび通所介護健康管理マニュアルに準じ、衛生的な環境整備に努め、感染予防に必要な対策を講じます。従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を実施します。

8. ご利用にあたって、お守りいただきたい事項

- ・管理者、その他の職員の指導・指示に基づき、施設内の秩序を守り、お互いの和に努めましょう。
- ・ご利用時間中の無断外出は禁止しています。やむを得ない事情で外出・帰宅の必要を生じた場合は、職員にご相談下さい。
- ・途中、帰宅された場合の利用料金について
利用者の事情による場合は時間区分に応じた請求(一食分の食費・おやつ代を含む)
事業所側の事情による場合は応分負担とさせていただきます。
- ・欠席の場合は前もってご連絡下さい。
- ・通所日の朝に体温測定をお願いしています。その際、発熱や体調不良がみられる時は、通所利用を見合わせ、外来受診をして頂きますようお願いいたします。
- ・ご利用時間中は禁煙としておりますので、ご協力をお願いいたします。
- ・衛生管理上、院内で提供した食事の持ち帰りは禁止しております。また、不必要な飲食物や物品の持ち込み・やり取りはご遠慮願います。
- ・ご利用にあたって集団活動上ふさわしくない行為があった場合、ご利用をお断りすることもあります。ご了承ください。
- ・入院を除き、最終利用日より3ヶ月以上ご利用がない場合は、利用終了とさせていただきます。再度通所利用を希望される場合は、再契約の手続きをお願いいたします。
- ・その他、事業所の規則等を遵守するようお願いいたします。

9. 実施地域

通常の事業の実施地域は、総社市全域。ただし、槇谷・清音黒田・清音古池・富山地区を除く。

10. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその発生を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

1 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：管理者 川上 陽子

② 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

③ 虐待防止のための指針を整備しています。

- ④ 従業者に対して虐待防止のための定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 緊急時の対応

管理者へ連絡の上、その指示に従いご家族へも連絡いたします。なお、ご利用者から事業所への緊急時連絡につきましては、☎(0866)94-2391までお願いします。

12. 非常災害

午前8時の段階で、総社市に暴風・大雨・洪水・大雪のいずれかの警報発令中の場合は営業を中止します。利用中の非常災害(火災・台風・風水害・地震・土砂崩れ・雷・着氷・大雪等による災害および交通事故など)発生時、管理者又は職員の指示・誘導に従ってください。

13. 職員の守秘義務

職員は業務上知り得た、利用者およびその家族の秘密は厳重にお守りいたします。退職職員にも同様な措置を講じます。

14. 情報開示について

利用者ご本人またはご家族からサービス提供記録等の開示の求めがあった場合、「個人情報保護及び情報管理規程」に基づき、文書の交付その他適切な方法によりその情報を提供します。

15. 賠償責任

ご利用中のサービス提供にあたって、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、その損害を賠償します。ただし事業者が故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

16. 事故発生時の対応

- ①利用者に対する通所介護サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに管理者・利用者の家族・市町村に連絡を行い、必要な措置を講じます。又、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。
- ②当事業所は、事故が発生した際その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じています。

17. ご利用契約期間

介護保険証に記載されている要介護認定有効期間となります。ただし、ご利用期間中に再度介護認定を受けられた場合は、ご利用有効期間も更新されます。

なお、以下のいずれかの場合、契約は終了します。

- ①利用者が亡くなったり、介護保健施設へ入所された場合(ショートステイは除く)
- ②利用者から利用中止の意思表示がなされた場合
- ③利用者の介護度が自立と認定された場合
- ④利用者が故意に非常識な行為をし、事業者の再三の申し入れにも改善が見られない場合

18. 利用料など

通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、総社市の定める要綱上の額に「介護負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。ただし、次に挙げる項目については、別に利用料の支払いを受ける事が出来る。

別料金として、食費(一食：500円)、おやつ代(1回：50円)、お飲み物代(1回：50円)、日用品・身の回り品、行事関連費、利用者の希望により提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者にご負担頂くことが適当であると認められるものについては、実費のお支払いとなります。

お支払いは月末締め、翌月27日払いとしております。口座振替にてお支払いをお願い致します。(口座振替当日が銀行休業日の場合、銀行の翌営業日となります。)なお、現金でのお支払いも可能ですので、ご相談下さい。

19. 業務継続計画の策定等について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に

従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

20. サービス内容に関する相談・苦情

通所介護に関するご相談・苦情・サービス内容の変更などにつきましては当事業所窓口まで遠慮なくお申し出ください。当事業所の苦情処理体制に基づき速やかに管理者・利用者の家族・市町村・国保連に連絡を行い、必要な措置を講じます。

《窓口担当》 川上 陽子(管理者) 本田 加苗(看護師)

☎(0866)94-2391

《総社市役所・長寿介護課》

所在地：総社市中央1-1-1 ☎(0866)92-8369

《岡山県国民健康保険団体連合会》

所在地：岡山市北区桑田町17-5
岡山県国保会館 ☎(086)223-8811